

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 20 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 20 年 1 2 月 1 9 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 113 号 | 平成 20 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 2 | 議案第 114 号 | 平成 20 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 3 | 議案第 115 号 | 平成 20 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 4 | 議案第 116 号 | 平成 20 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 117 号 | 平成 20 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 118 号 | 平成 20 年度 有田川町簡易排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) |
| 日程第 7 | 議案第 119 号 | 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) |
| 日程第 8 | 議案第 120 号 | 平成 20 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 9 | 議案第 121 号 | 有田川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 10 | 議案第 122 号 | 有田川町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 123 号 | 有田川町公共下水道事業整備基金条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 124 号 | 有田川町公共下水道事業減債基金条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 125 号 | 有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 126 号 | 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 127 号 | 有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 16 | 議案第 128 号 | 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 129 号 | 和歌山県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することの協
議について |
| 日程第 18 | 議案第 131 号 | 財産の取得について |
| 日程第 19 | 議案第 132 号 | 財産の取得について |

- 日程第20 議案第 133 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
 日程第21 議案第 134 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
 日程第22 議案第 135 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
 日程第23 議案第 136 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
 日程第24 議案第 137 号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第25 議案第 138 号 財産の取得について
 日程第26 発議第 1 号 有田川町議会議員の定数を定める条例の制定について
 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
 日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 日程第29 特別委員会の閉会中の継続調査の件

2 出席議員は次のとおりである（24名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
12 番	森 本 明	13 番	横 畑 龍 彦
14 番	殿 井 堯	15 番	浦 博 善
16 番	林 道 種	17 番	坂 上 東洋士
18 番	楠 部 重 計	19 番	新 家 弘
20 番	西 弘 義	21 番	中 〇 正 門
22 番	中 山 進	23 番	竹 本 和 泰
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

11 番	佐々木 裕 哲	24 番	大 岡 憲 治
------	---------	------	---------

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5 番	東 武 史	23 番	竹 本 和 泰
-----	-------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	西尾幸治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池 ■ ひろ子

8 議事の経過

開議 9時31分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

11番、佐々木裕哲君、24番、大岡憲治君から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか21名であります。

…………… 日程第1 議案第113号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、議案第113号、平成20年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第113号について、質疑をさせていただきます。

まず第1点目は、議案の6ページ、債務負担行為としていくつかあげられております。その中の1つとして、金屋第3保育所建築工事に関する木材加工業務に要する経費を組まれております。これについて、実際、例えば清水の木材加工所からどのくらいの木材の搬入を見込んでおられるのか明らかにしていただきたいのが1つ目。

それから2つ目に、同じ債務負担行為のスクールバス運行業務委託に関する経費として、バス15台分の運行、3年間見ておられます。1つは、期間を3年間とした根拠。2つ目は、委託は入札で行うということになると思いますが、何社を見込んでおられるのか、この点、ご答弁いただきたいと思っております。

それから3つ目ですが、歳出の27ページ、農業振興費に有害鳥獣捕獲報償費と農作物鳥獣害防止対策事業補助金、各100万組まれております。この中で、サル被害が相変わらずひどくて、各地で出ておりますが。こういう被害が出ている場合において、サルを檻でもつかまえられるようにということで、檻の設置の補助金もやはり明確にしてください。要綱なんか見ましても、その部分是要綱にないわけなんです。1つは、配慮する点もありまして、例えば、白浜の椿なんかで以前かなり捕獲して、愛護団体から問題視されて課へ責められたという事例もあって、なかなか大量に捕獲するというのは二の足を踏むという状況が出てまいりましたので。その点では、前にも言いましたように、全頭数の科学

的調査も踏まえた上ですけれども、当面、被害が出ておりますので、檻でも捕まえられるように、要綱なんかを変えていただいて、ぜひ対策を求めているなということが1点。そして、あわせて、今年の予算の範囲内でも利用できるようにならないかということも、あわせて付け加えておきたいと思います。

それから4つ目、歳出の29ページ。観光費の測量設計管理委託料を組まれています、これも楠本地内のバイオトイレ設置に関する設計監理委託業務だと思います。その後、6月議会で指摘させていただいてから、このバイオトイレの設置について、どのような計画になってきているのかお聞きしたいのと、地元への維持管理と年間維持管理経費はその後どういうふうに見込まれてきているのか、あわせてお伺いをして、1回目の質疑を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷さんのご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、債務負担行為で組んでいる第3保育所の木材。これ、急に言うても、ある程度前もって製品にしてもらわないと、乾かない部分もあって、あってから買えないということで、あらかじめ準備しておく必要があったので、こういう方法をとらせていただきました。一応、この詳しいことは、またあとで担当課に答弁させますけれども。

それと、スクールバスの入札、これ3年の根拠というんですか。ある程度、受けていただいた方にも、運転手とか倉庫の確保も必要だと思います。それで、毎年と言えば、いろんな不便さも出てくるのかなと。それかと言って、あんまり長期にわたっても、それも悪いということで、3年ぐらいが適当かなというようなことで、3年契約とさせていただきます。まあ、議員もご指摘のとおり、できるだけ町内でということでもありますので、現在のところ、町内にはそういう資格業者3社があるので、3社で入札を行いたいと考えています。

それから、トイレについては担当課よりお答えさせたいと思います。

それから、もう1つ、サルの檻。サルの被害も今、甚大だと聞いています。僕もちょっと把握してないんですけど、以前でも、松原か糸川ですかね、たくさん捕った、吉原でも捕ったという経緯がありますので、いっぺんそこらあたりもちょっと、誰かやってくれる人があるのか、そこらへんも、いっぺんちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

おはようございます。

私の方からは、29ページ、観光費の測量設計監理委託料のご質疑について、お答えさせていただきます。

これは、バイオマストイレの建屋の設計監理の委託に要する経費でございます。バイオマストイレにつきましては、メーカーが何社かあります。その中で、町といたしましては、3業者から見積もりを取って、見積もりの金額も重要な決定要素ですが、あとあとの維持管理とか、そういうものも含めまして、やはり公衆トイレとなりますと、水の使用というのは避けられません。ですので、中には非常に機能的なバイオマストイレもあるんですが、水をあまり使わないというような制限もございまして、そのへん、内容等、機能性を考えた中で、業者を選定していく予定にしています。そのバイオマストイレのタイプが決まったら、それがはまる建屋を設計業者に設計していただくということでございます。

○議長（橋爪弘典）

福祉課長、星田仁志君。

○福祉課長（星田仁志）

おはようございます。

私の方からは、6ページの金屋第3保育所建築に伴う木材加工業務に要する経費について、ご説明させていただきます。

先ほど町長も申し上げましたが、第3保育所に関しては、21年度から建設するようになっております。木材に関して、町長も申し上げましたが、前もって乾燥する必要がありますので、債務負担行為で本年度購入するとか、契約の方で、支払いは21年度というかたちになります。

必要な量なんですけども、まだ細部にわたって決まっておきませんが、設計者の方から1,500万ぐらいだろうということを聞いておりますので、今回1,500万あげさせてもらっております。

それから、購入なんですけども、まだ購入先も決定しておりませんが、地元材を使いたいということで、現段階では、清水の木材加工所の方から購入したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

増谷です。

一応、木材加工所からということで、経費1,500万推計されておりますので、その推計した段階の1,500万円の内訳を各議員に後ほど配っていただけるように求めておきたいと思っております。

それから、スクールバスなんですけども、今、3つほど理由をおっしゃいましたけども、結局、事務的な煩雑さとか、運転手の問題とか、経費の削減ということもあるかもわかりませんが、そういうふうになっていくと、結局、続きますと、業者がだんだん限られてきて、結果的に、何と言いますか、随意契約でやらないかんような状態になってこない

かなということを心配します。できれば、やっぱりいろんな業者にまわせられるように、私はそういうことも大事だと思っておりますので、この3年間という期間が、その後のほかの業者に対してどんな影響を与えていくかということが、やっぱりある程度出てくると思います。その点危惧しますので、そのへんも配慮していただくように求めておきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ございませんか。

9番、前〆利夫君

○9番（前〆利夫）

34ページ。学校建設費。

これまあ、事前に、総務文教常任委員会でも審議の中で提案させていただいておるのでございますが。ご案内のとおり、八幡中学校の耐震強化の問題です。この時節に、極めてこれは明白でございますし、一般質問の中でも出しておりましたとおり、景気回復の第一の手立ては、公共事業を増やしていく。それも、まさに地産地消でございます。地元のことは地元でやっていく。この原則なしには、公共事業を導入しても、何にもならないと思うんです。一般質問の中でも、長は、うちの入札と工法は、現在の方式を厳守して今後も続けていくということを明確にされておるのでございます。それは堅持していただくと同時に、この問題についても、徹底的に地元尊重でやっていただきたい。これを改めて確認しておきたいと思っております。そして、入札については、必ず建築等の道路工事、すべて資材が必要になってきます。資材についても、徹頭徹尾、針金、くぎ1本でも、地元から調達する。この方向を堅持していただきたいということを、改めて長の決意を伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先の一般質問でもお答えをさせていただいたとおり、やっぱり地元の業者さんというのも地元の企業でありますので、できることは地元でやるという方針には変わりありません。

また、その中に、調達の資材でありますけれども、今までにも、できるだけ使えるところは地元の材料を使うようにやってきております。今後もその方針に、今のところ変わりはありません。

○議長（橋爪弘典）

——これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第2 議案第114号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、議案第114号、平成20年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第3 議案第115号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、議案第115号、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第4 議案第116号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、議案第116号、平成20年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第117号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議案第117号、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第118号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、議案第118号、平成20年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第119号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第119号、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論をなしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第120号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、議案第120号、平成20年度有田川町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 9 議案第 1 2 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 9、議案第 1 2 1 号、有田川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 0 議案第 1 2 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 0、議案第 1 2 2 号、有田川町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 1 議案第 1 2 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 1、議案第 1 2 3 号、有田川町公共下水道事業整備基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 2 議案第 1 2 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 2、議案第 1 2 4 号、有田川町公共下水道事業減債基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 1 2 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 3、議案第 1 2 5 号、有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 1 2 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 4、議案第 1 2 6 号、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、尾上武男君。

○1 番（尾上武男）

この全面改正でありますけれども、やはり、この問題は一般住民にかかわってくるものであると思いますので、一般住民の声や収集業者の声を聞くべきではないかと思いますが、その点お聞きします。

また、42条の審議会の委員の中で、10人以内という、10人という人員の根拠、それと45条の推進委員の設置、これは、何人ぐらいに推進委員を見込んでいるのか、そのところ、答弁をお願いします。

○議長（橋爪弘典）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

尾上議員さんの質疑にお答え申し上げます。

今回の廃棄物の処理及び清掃に関する条例、これについては、我が町の廃棄物の基本的な考え方を規定するものだというふうと考えております。

そして今、住民に問うというお話があったわけですが、その場合に、現在審議中の条例でありますけれども、この条例に、有田川町ごみ処理計画あるいはプラスチックごみの処理計画というのをつくらなければならないというふうになっております。現在、その試算を作成中でございますけれども、この条例に基づいて、そういった基本計画をつくっていくと。処理の基本計画をつくっていく。この段階で住民の皆様の意見をお聞きすると。どうしてごみを減らしていくのかというふうなことをお聞きしたいというふうと考えております。

それと、42条の審議会の委員の定数10人ということでございますけれども、ここにありますように、廃棄法では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中では、特に定数は決められておりません。類似の団体等を参考にさせていただいて、10人以内ということを決めさせていただいています。

それで、メンバーですけれども、10人なので、どういった方々をお願いするかということになるわけですが、これについては、まず議会、行政、区長会、事業所、それから環境センター、こういったところはお願ひせないかんというふうと考えております。

そして、ごみ減量というのは、いずれにしましても、各家庭のご協力が要るということで、ここへ主婦層複数名お願ひしたいと。そして、医師会とか、小さいうちから減量教育をしていただくということで教育関係の方々、そういった方々を一応想定して10人以内ということでさせてもらっています。

それから、廃棄物減量推進員でございますけれども、これは、今想定しているのは、各字^{あざ}に最低は1人お願ひしたいなというふうなことを考えております。しかし、1人だけでも、100人前後になってまいります。大字^{おおあざ}も規模がたいへんばらつきがあります。大きい字^{あざ}については複数名というふうなことでございます。それを一応考えておりますけれども、何せボランティアということになってきますので、一朝一夕にはいかないと思っておりますけれども、できるだけたくさん参加していただけるように、努力したいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

この改正によって、住民に不利にならないように十分配慮していただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ございませんか。

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

条例の中で、清潔の保持ということがございます。第7条についてでございますけれども。清潔の保持の中で、4項に、遺棄された動物の死体を発見した者は、すみやかに町長に届け出なければならない、5番目、犬、猫等の死体は、他の一般廃棄物と区別し、町が指定した処理施設に自ら運搬し処理しなければならない、となっております。

この点、もう一回、説明お願いできますか。

○議長（橋爪弘典）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

楠部議員さんの質問にお答えしたいと思います。

第7条4項、遺棄された動物の死体を発見した者は、すみやかに町長に届け出なければならない、ということでございます。これは、どういった状態で死んだ死体かわからないというようなことで、不測の事態を招かないようにということで、まずは連絡していただく。まあ、捨てられた死体ということです。そういうことで、ここには書いております。

それから、5項の、犬、猫等の死体は、他の一般廃棄物と区別し、町が指定した処理施設に自ら運搬し処理しなければならない、ということで、これは、個人の所有地の中で、飼い猫が死んだとか、そういう場合は、もう自ら処理してくださいよという、持って行って処理してくださいということでございます。これは、もちろん有田聖苑の動物焼却炉ということでございます。

そして、ここにはないんですけども、公共の道とか敷地内、そういったところ、よく道路でひかれていますけども、ああいうところについては、こちらから出かけて行って収集をしております。そして、国道42号については、国道の管理事務所が処理するというところでやっております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

ただいま、課長によく説明していただきました。

国道の場合は所属の管理事務所、ということは、県の方へするのか。まあ、国道へタヌキとか犬とか、よく死んでいるのを見かけますけども。これは、町へ連絡したら、町からその管轄へ連絡してくれるのか、こちらから発見した者が直接連絡していかないかんのか、そこらへんはどうですか。

○議長（橋爪弘典）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

お答えします。

私、先ほど、国道と言いましたけども、これは国道管理事務所がしてくれるのは、国道42号のみです。あとの国道については、もう直接、環境衛生課の方へ電話いただいたら、私どもが収集に行きます。管理事務所がしてくれるのは、国道42号のみということです。県道もしかりです。私どもで収集させていただきます。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

あと、そしたら、清掃のところへ持っていきますね。例えば、犬とかタヌキとか。僕ところの前なんかも、帰り道はタヌキとかよく死んでいる。あるときは、よく河川の水際でシカやイノシシが死んでいるときがあるんですよ。それは、まあ町が持っていったら、お金は要りますが町が支払ってくれると思うんですけども。例題として、よくシカが野菜を荒らして困るので、何かこう毒を盛ったりすると、鉄砲とかで傷を負った場合に、水を飲みに行って水べりで亡くなっているという場合が多々見受けられます。それと、国道なりではねられたり。そしたら、聖苑へ持って行って、焼却してもらわなければなりません。イノシシだったら重さでいくらというお金が決められておると思うんですけども。タヌキとか犬とか、そんなのはいくらになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

イノシシも年間何頭か、そこの聖苑で処分させてもらってます。シカはあんまり聞かんけど。イノシシの方は何頭かさせてもらっています。もちろん、タヌキとか、そういう焼くについては、今のところ一切お金は取っていません。ただ、個人で飼っている犬とか猫とか。まあ、猫はあまり重くない。犬は体重がものすごく差があるので、体重別にお金をいただいているんですが、イノシシとかはいただけていません。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時06分

再開 10時23分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

楠部議員のご質問にお答えします。

ただいま、聞き合わせまして、ペットの場合、10キロ未満は3,000円です。それから、10キロ以上15キロ未満は4,500円。で、15キロ以上20キロ6,000円。以降、こういう状態で手数料は設定されております。そして、野生動物あるいは有害動物については無料でございます。

以上です。

（「はい、わかりました」と楠部議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

ほかに、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第15 議案第127号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第15、議案第127号、有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 6 議案第 1 2 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 6、議案第 1 2 8 号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 7 議案第 1 2 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 7、議案第 1 2 9 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することの協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第18 議案第131号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第18、議案第131号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

本件の議案第131号と132号について、町長の提案理由のあと、全員協議会で担当課長さんの方にお聞きいたしました。その経過と結果について、まだ説明いただけていないので、その後どのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

ご説明を申し上げます。

今回、131号につきまして、備品購入費として議案をあげさせていただいております。これにつきましては、お手元に配らせていただいていると思うのですが、展示ケース、テーブル、椅子等で、1,342万5,037円で仮契約中でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから、次の号と同じでございます、それは、本購入でございますが、この点につきましても、一般図書7,000冊、1,176万を今回、仮契約中で議案としてお願ひをしているところでございます。

それから、今までの全体の流れの中で、工事費として6億9,284万2,500円を契約してございます。建築工事として4億8,638万1,000円、電気設備として9,042万7,500円、付帯設備として1億1,600万4,000円でございます。用地費として2億8,287万4,718円を支出させていただいております。

それから、委託費でございますが、3,976万4,500円を支出させていただいて

おります。

それから、備品購入費として、今回、1,342万5,037円を展示ケース、テーブル、椅子等で仮契約をさせていただいて、今回、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

有田川町が合併して、ちょうど3年を経過する今日でございます。まず、昭和の大合併、また、平成の大合併等々で。この合併しても、昭和の大合併でも、だいたい40年間、融和にかかると。そして、あと10年で、よくなってきたなと思ったら、平成の大合併になったと。有田川町が発足して1年、2年スムーズに来てるけど、この3年目になって、議会へ町長から提案をするということに、やっぱり町民の非常に関心があつて。有田川町の今の財政から、今後これ、どうしていくのかなと。

特に今、公共下水道、これについても、もうそろそろ。当初、吉備町で計画していた平成4年からして、10年から15年までの5年間とまってしまった。それを中山町長が、小泉総理から総理官邸で有田川町は下水の特区として認めると。こういうかたちの中で、今、進捗がしていける中であります。

また、中学生の海外のホームステイ。いうことは、旧吉備町のときの町民のみんなの理解の中で、みんなつらいけど、青少年の育成のために、また町のため、日本のために、農業してる外国へ今後行かない子でも、1人でも行かせてあげたいなど、こういうようなかたちの中で取り組んできて。

その中で、やっぱり大きなかたちの、下水のひとつとして、この地域へ迷惑施設が行くかわりに、町全体としての交流できる場所というかたちの中で、当初、吉備町のときには、だいたい18億円ぐらいで用地、この施設等々での予算をつけたと。やっぱり合併して、そんなこといのかんのかというかたちの中で、町長の決断、また議会、区長会の理解のもとで、だいたい11億円ぐらいで詰めていくというかたちで来ておりますが。

やっぱり、この前も、全員協議会で説明をさせていただいて、そのとき資料も何もなしで、この議案第131号、132号だけで決をとれと。我々議会は町民の代表で、町長も町民で代表されて、約300人の職員のところへ落下傘みたいに、こう来ると。4年に一度の選挙をしてる。そやけど、有田川町の考えてしてるころが職員であると思う。この議会の声は町民の声であるので、いろいろな意見があつて当たり前のことである。そういうかたちの中で、議会で承認を受けんのかん、工事の請負とか、物品購入でと。議会で承認を受けるということは、こういう今の時代の中で、大きな金額になっていると。そのときに、紙1枚で審議せえ、あとは引き出しへ放り込んでいます。執行部も議会も、町民にともに説明をして、理解をしてもらわんと、こう思う。そういうことの中で、今は当然、議案を提案したときに、これは出すべきことやし。おとといのときに、全員協議会のとき

に、担当者が皆来てるやない。そのときに、この前、この件について、物品の購入と、棚と本を買うということについて、全員協議会で説明を求められたんやけど、きょうは出してますと。また、きょうは説明しますというのが普通ではないかと。こう思います。

今後、こういうことについては、やっぱり非常に厳しい折であり、テレビでもマスコミでも今、この社会では、首切られて、もうこの年が越せない。どうしていけばええもんかと。こういうたくさんの人が出て。また、ある地方であったら、市が200人でも臨時職員として雇おうかと。こういうふうにマスコミでも流れているので。やっぱり今後は、こういうことについて、いいことであると。やっぱり町民の理解を得ると。まずは、提案するときには、こういう入札をして、ええものを安く。これは町民の税金で成り立っているということを前提として取り組んでいただきたい。

また、例えば、第3保育所についてでも、これはあくまでも全課長会で、まあ、この下水とか交流センターについてでも、今後またしていただきたいんですよ。新たに第3保育所を今計画していると。そのとき、これ毎月、課長会があると思うんです。そのときに、課長さんみんながその担当だというつもりで会もして、レポートでも出して、町長がこう進みたいんやと言うて、じゃあこういう意見もということで、それを1つにまとめていただいて、また議会へ提案を今後していただきたい。

これのお願いをして、今、僕の質問したことを、この前からの流れについて、町長の考えがあればお聞きして終わりたいと思います。

以上。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員さんのおっしゃるとおりであると思います。

今後、そういうふうにしていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ないですか。

——質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 19 議案第 132 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 19、議案第 132 号、財産の取得についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 20 議案第 133 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 20、議案第 133 号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。
これより、採決を行います。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 2 1 議案第 1 3 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 1、議案第 1 3 4 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 2 2 議案第 1 3 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 2、議案第 1 3 5 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 2 3 議案第 1 3 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 3、議案第 1 3 6 号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 2 4 議案第 1 3 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 4、議案第 1 3 7 号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 5 議案第 1 3 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 5、議案第 1 3 8 号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 6 発議第 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 6、発議第 1 号、有田川町議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者より、提出理由の説明を求めます。

1 6 番、林道種君。

○1 6 番（林 道種）

有田川町議会議員の定数を定める条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

それでは、発議第 1 号、有田川町議会議員の定数を定める条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議員定数におきましては、行財政改革が叫ばれる中、全国的、県下的にも議員定数減の時世であります。社会経済情勢の変化による地方財政の悪化が懸念される中、議員各位には、それぞれ意見をお持ちの中で、議会制民主主義の根幹にかかわる重要な認識が絡んでいることを十分認識した上で、有田川町議会議員の定数を 8 名減じ、1 8 名と定めようとするところであります。

議員自らが進んで痛みをこらえ、定数の減少することの意味は極めて大きいものであります。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（橋爪弘典）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

3番、堀江眞智子君。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対の立場からの討論です」と堀江議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

どうぞ、やってください。

○3番（堀江眞智子）

日本共産党町議団を代表して、議員発議による有田川町議会の議員定数を26人から18人へと削減することについて、反対の立場から討論をさせていただきます。

議員定数は、本来ならば、定数条例で定められておりますが、現在の有田川町議会議員定数26人は、合併前の旧3町、町長名で決められたもので、今の例規集には定数条例でなく、有田川町議会議員の定数に関する告示のところで26人と明記をされています。ですから、今回はこの改正となります。

さて、地方議会は、行政に対する町民の監視機能として、その役割を十分に果たし、地方自治体の本旨である住民福祉の増進が図られるようにすることが、議会の役割であります。

重要な役割を果たす議会の議員定数を論議する場合、第1に、議会が民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものでありますから、単なる経費の節減等の観点からのみ判断することは必ずしも妥当でないこと、第2に、議会が民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視など、その求められている機能を十分に果たせる体制にあるかなど、十分に深める必要があることを、まず申し添えておきます。

そこで、議員定数の削減についてであります。旧3町合併前の合併協議会において、現下の社会情勢、合併の大きな背景である財政問題及び他の近隣団体の状況等も踏まえ、合併後、最初に限り26人とするが、その後の選挙時には削減すると決められましたが、大幅削減と明記をされませんでした。

大幅削減が出されたのは、今年の9月の3日、有田川町区長会連合会の議員定数削減申し入れ書によります。ここで、初めて26人から16人の定数にする10人の削減が明記されました。

この申し入れ書の文面から伺える唯一の削減理由は、1. 町財政の現況に憂慮する。2. 近隣市町の状況、つまり有田市16人、湯浅町14人、広川町12人の議員数を勘案してというものです。

それでは、この2つの内容について申し上げたいと思います。

合併後に出された、有田川町における特別職等の報酬についての答申、吉備町・金屋町・清水町合同特別職報酬等検討会会長、同時に議員定数削減の申し入れの代表の1人でもある林武雄氏より出されていますが、このまとめの中で、有田川町における議員の活動は、

合併による行動範囲の拡大とともに、多様化する地域住民の意見や要望の把握に努め、従来以上の活動が強く求められているとともに、町民の代表として町政の発展と住民福祉の向上等に寄与されることが特に期待されています、となっています。

このように、報酬額を決める根拠として、合併による行動範囲の拡大が大きいことが明記され、県下の町村の中で一番面積が大きくなった問題と、その中で議員がどれだけ活動できるかにその根拠を置いています。しかし、今回の申し入れ書の定数削減の根拠の中に面積の問題に触れられていません。

議員は、既に合併前の46人から20人の6割近くも削減されています。そして、有田川町の面積は、有田市の9.5倍、湯浅町の16.8倍、広川町の5.4倍という広域で、議員の大幅削減では町民の意見や要望に応えることができるかという問題があります。

山間地を多く抱えた中で、山間地から議員を出せなくなってきました。選挙を重ねるごとに、だんだんと清水地区や金屋の山間地からの議員は当選できなくなってしまう。これは早くに合併をした自治体の教訓。今でも吉備から清水の押手まで1時間以上かかる地理的条件があり、よい表現ではありませんが、限界集落という地域の存続が叫ばれている山間地域特有の重要な課題にどれだけ取り組めるでしょうか。今後、切実な声は町政に届かなくなるということは、そう遠くない時期に現実となって現れてくると確信します。

第2に、財政問題から見てどうかということですが、歳出全体に占める議会費の割合ですが、平成18年度決算では0.77%、平成19年度は0.78%。ここから議会事務局の職員給与費等を除き、議会関係の予算は、平成18年度で0.63%、平成19年度で0.64%しかありません。

さらに、平成20年度、議会の予算で見ると、有田市で議員1人当たりになると1134万9,000円を計上していますが、有田川町は有田市の44.9%しかありません。

財政問題を考えなければならないとするならば、町全体で不要不急の立場で予算を組んでいるかどうかとも問わなければなりません。

例えば、このまま推移するなら、現段階の試算でも赤字運営が明らかになる公共下水道事業など見直すことが大事であります。また、26人の対応にと、この議場の改修に1,161万3,000円も使われ、そして今回大幅削減で、これに見合う改修予算をまた使うのかとなってきます。同僚議員からも指摘されている海外研修、事業効果が明らかにならず、事業対象が一部の子供に限られる事業に、最近では一般財源を毎年1,500万円以上使っています。

議会費の削減を特に言うのであれば、例えば、定数を20人にして、議員歳費を18万円に、副議長を21万円、議長を24万円に削減した場合と、今の報酬額で16人へと削減した場合の経費の差をみますと、20人の定数の方が年間数十万円も少なくなります。歳費を多少とも削減してでも、定数の減数幅をおさえることができると考えます。

第3に、今、地方分権のもとに、議会の活性化と権能を高める取り組みが求められていますが、議会広報の発行もその1つです。例えば、3つの常任委員会に議案を付託して、

より審議が充実するよう求められています。1つの委員会の議員数が少ないと、十分な審議ができなくなります。地方自治の専門家、町民の代表である議員の数が、討論をするとき、多元的な意見が出る数でないと片寄った意見になる危険性があると、単純に予算の削減というのは非常に危険だと指摘をしています。仮に、常任委員会でやれない部分を本会議方式で行うとなりますと、議員の質疑回数や一般質問回数の撤廃も当然検討されるべきであります。

共産党議員団は、一般質問など、休日や平日の夜に行うことや、一般質問を3回の回数で制限せずに一問一答方式に切り替えることや、ホームページで情報公開など、より開かれた議会の提案もしてまいりましたし、また同僚議員からも開かれた議会目指して、その提案もされていることを申し上げておきます。

このように、いま議会に求められているのは、議会の機能を高め、町民のために頑張っている姿を示すことではないでしょうか。

以上の理由を申し述べて、反対討論とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

それでは、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

町村の議員定数につきましては、自治の根源であります地方自治法第91条において、また第2項において、法制化されておることは明白な事実でございます。いわゆる第91条は、市町村の議会の議員の定数は条例で定める、こういうことになっています。ご案内のとおり、条例とは、国法に規制される範囲において、都道府県条例、市町村条例がその議会の権限において決定される最も議員としての重要責務の1つであるわけでございます。

定数につきましても、今申し上げました91条の第2項において具体的に、これは国法において決められておるところでございます。人口2,000人未満の町村については12名、人口2,000以上5,000未満の町村については14名、人口5,000以上1万未満の町村については18人、人口1万以上2万未満の町村については22人、人口5万未満の市及び人口2万以上の町村については26人と、自治法で明記されておりまして、先にも触れました、これを基本として各都道府県、各市、各市町村において条例に基づいて、その増減の幅が認められておることは事実であります。

この問題を討議する前に、我々議員として一番把握し、自らが律していかなければならない前提があります。それは何か。必然的に、議員というのは、住民より負託を受け、選挙によって選出された構成でありまして、その権限とは、今申し上げました住民の意志を十二分に体得する中で、自らが、執行部が提案する予算を中心とした政策に対して、審議し、調査し、修正しなければならぬ責務が与えられておるのでございます。

このことについては、自治法第96条、議員の権限として、1から15項目が法制化さ

れております。その1つは、前にも触れましたとおり、条例の設置改廃の問題であります。2番目には、予算を定めることでもあります。3番目は、決算の認定であります。以下15項目にわたり、権限が付与されておるわけでございます。

そして、2番目、97条として、予算の増額・修正権が議会議員の権限として議会に付与されております。

その3つ目は、検閲及び検査・監査の請求でございます。98条に明記されております。

その4は、意見書の提出であります。99条によって明記されております。

その5は、議会の調査権、政府刊行物の送付を受ける権利、図書室の設置の権限が付与されております。

そして、有名な第100条においては、議案の審査、事務に関する調査・権限の問題でございます。

これらの権限を行使するためには、その事項について審査、審議が必要となるのは極めて明白であり、そのために各部門に常任委員会の設置が第109条で制度化されると同時に、2、3、4、5、6項にわたり、調査、審査、意見聴取、参考人の招致、閉会中の審査保証等が規定されておるのであります。

普通、常任委員会の数は、常識において、少なくとも3つが必要であり、このためには一定数の議員確保が不可欠条件となってくるのが当然であり、極端に議員の数を減らすことは民主主義の原則から思考しても許されません。本町は、面積から申しましても、町村では第1番目の352平方キロ、人口におきましては2万8,000余り、2万9,000に近い、これまた2番の白浜町、2万3,000をはるかに超しまして、以下、那智勝浦町、あるいは、かつらぎ町にしてでも2万に満たない状況でございます。

まず私たちは、すべての面で、類似団体との比較を検討する必要があります。いたずらに地域周辺だけ見て物事をはかることは、100年の大慶を誤ることとなります。

こういう観点からみましても、18人の提案は極めて妥当である。あらゆる角度から検討し、まさに適切な提案である。

一年有余にわたり、真剣に検討していただきました小委員会に対し、満腔の敬意を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

それでは、平成21年2月22日をもって退任されます鈴間稔教育委員長より退任のあいさつの申し入れがありましたので、許可いたします。

鈴間教育委員長、どうぞ登壇して、あいさつをお願いいたします。

○教育委員長（鈴間 稔）

議長の許可をいただきましたので、私ごとでたいへん申し訳ございません。また、壇上から誠に恐縮でございますが、教育委員退任のごあいさつを申し上げます。

私は、旧金屋町当時より教育委員に選任されて、教育長を務めさせていただき、有田川町発足に伴い、暫定教育委員に続き、新町の教育委員に選任されて、教育委員長を務めさせていただいてまいりました。私は、来る2月22日をもって、私の任期3年を終え、退任させていただくことになりました。

在任中は、皆様方に公私とも格別のご支援、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。おかげさまで、合併による新町発足という過渡期の暫定教育委員会と新町の教育委員会において、私は、和をもって調整すること、連携すること、発展することをモットーといたしまして、委員長として、新町へのスムーズな移行と多くの教育課題に向けて誠心誠意取り組むことができましたことを、お礼を申し上げたいと思います。

現在、教育にかかわり、課題というのは、学校教育、社会教育、あるいは生涯学習等々におきまして、多種多様な課題がございます。教育委員会でその課題に取り組んでおりますが、多くの皆様方の支援が必要でございます。議会の皆様方におかれましても、今後とも絶大なご支援をお願い申し上げて、私は退任させていただきます。

最後に、有田川町のますますの発展と、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

[ 拍手 ]

○議長（橋爪弘典）

鈴間教育委員長に申し上げます。

平成11年10月から教育行政運営に多大なご尽力をされました。その功績をたたえ、深く敬意を表する次第であります。

どうか、健康に留意されまして、今後とも有田川町発展のためご尽力くださいますようお願い申し上げます。本当に、長らくご苦勞様でございました。

[ 拍手 ]

…………… 日程第 2 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 2 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 8、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 2 9 特別委員会の閉会中の継続調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 9、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成20年第4回有田川町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でございました。

~~~~~

閉会 11時15分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 橋 爪 弘 典

5 番 議 員 東 武 史

23 番 議 員 竹 本 和 泰